

福祉系 NPO による権利擁護支援事業

— 虐待問題（特に児童虐待問題）を中心として —

○ 高松法務局（法務省）・NPO 法人後見ネットかがわ 氏名 三野寿美（8057）

キーワード 法人後見 権利擁護 児童福祉

1. 研究目的

近時、地域において判断能力が不十分な人々が地域での安心した暮らしを支える権利擁護支援事業について、福祉系 NPO 法人がその重要な役割を担う場面が増加してきているが、多くの団体は、権利擁護支援事業において（日常生活自立支援事業とともに）期待されている成年後見が主たる業務であり、その他の権利擁護支援システムの構成要素とされる事業についての活動・実践報告等にあまり注意が向けられていない、と思われる。

そこで、まず、福祉系 NPO 法人が行う権利擁護支援事業を概観等する目的で、日本社会福祉学会第 64 回秋季大会（2016 年 仏教大学）「口頭発表 B 地域福祉 3」における研究発表（「福祉系 NPO による地域における権利擁護支援事業 — 実践経験に基づく現状と課題 —」）を行い、次に日本 NPO 学会 第 19 回年次大会（2017 年 5 月 東京学芸大学）「S404【研究・実践報告】非営利組織の多様性」において NPO 法人制度（特に福祉系 NPO）全体の研究・発展にも資する目的での実践報告「福祉系 NPO（法人後見を中心的事業とする）による権利擁護支援事業 — 個別的課題の検討 —」、と題する二つの学会発表を行った。

これらの報告は、福祉系 NPO の行う権利擁護支援事業の大枠を提示することは出来た、と考えるものの、特に個別的課題について、踏み込んだ考察等を加えていない。

今回の報告では、この点を踏まえ、虐待問題、特に児童虐待問題を中心とし、参加している NPO 法人「後見ネットかがわ」（専門職後見人である弁護士、社会福祉士等のボランティアとしての参加だけでなく、関与の度合いは様々であるが、社会福祉協議会を中心に、地方公共団体、そして裁判所を含むネットワークを構成している、「ネットワーク型・社会貢献型 NPO 法人」に分類できる。）での経験等に基づく、実践・研究報告とする。

具体的には、まず、所属団体の中核事業である法人後見事業において、虐待問題と関わる場合の実例等を紹介した上で、特に、児童虐待問題に関し、福祉系 NPO（基本的に所属団体を想定している）がどのような貢献が出来るか等について考察を加えることとする。

児童虐待問題については、深刻な社会問題となっており（児童相談所における相談件数は、2015 年度、10 万 3,260 件で、さらに増加傾向にある。）、この課題等に対応するため、平成 28 年 6 月、改正児童福祉法が公布されており、法律・社会福祉系専門職が多数参加している福祉系 NPO にとっては、新たな役割・貢献が期待される、と考えられるからである。

2. 研究の視点および方法

多くの権利擁護体制の構築等に関する実践報告・先行研究を検討し、課題等を抽出した上で、実際の活動を通じて得られた各種対応・経験等を加味した実践研究報告とする（したがって、必ずしも網羅的、体系的でないことを予めお断りする。）。

3. 倫理的配慮

職務上知り得た情報（特に個人情報）等については、関連法令や所属 NPO 法人「研修・企画委員会設置規程」等に基づき適正な取扱いを徹底するなど必要な倫理的配慮がなされている。

4. 研究結果

基本的に、福祉系 NPO（法人後見を中心的事業とする）が虐待問題に関わる場面について、経験に照らしていえば、例えば、悪意の遺棄状態にある判断能力を失った高齢者・障害者について、自治体と連携しつつ市町村申し立てによって後見を受任する場合などである（所属団体では、未成年後見についても受任している。＊未成年後見人選任の請求は、子供女性相談センター〔児童相談所〕長によるものである。）。

さらに、法人後見を中心的事業とする福祉系 NPO が、児童虐待問題について、どのような関与・対応が可能か、について、基本的に、緊急性が高い事案の場合、まずは、「児童虐待の防止等に関する法律」等に従うことを最優先に考えるべきであり、また、事案によっては、居所不明児童などもおり、それらの対応の困難さを合わせ考えたとき、「児童虐待」について、福祉系 NPO が果たせる役割は限られ、限定的なものとなりそうである。

一方で、改正児童福祉法が公布されるという新たな法現象が生じており、この点を加え、今後どのような貢献等が可能か検討を行う。

改正児童福祉法の重要な要点は、(1)児童相談所の強化、(2)基礎自治体による支援、(3)社会的養護のあり方、について今後の方向性の一端が示されたことである（松原康雄「児童福祉法改正と研究・現場実践の課題」：第13回日本社会福祉学会フォーラム〔2017年3月 おかやま西川原プラザ〕）。

5. 考察

これらについて、まず、法律専門職参加の福祉系 NPO については、「児童相談所」に関し、基本的に関与する場面として、入所児童が施設内外で何かしらの事件を起こした際、付添人として活動する弁護士の派遣が考えられる（もとより、このような場合に限らず、端的に弁護士等が必要になった児童虐待問題に関わる関連 NPO への支援も同様である。）。

また、「社会的養護」に関して、改正児童福祉法における、里親による養育と養子縁組の促進（養子縁組に関しては、2017年3月末時点、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」で提言がまとめられ、政府内の関係部局においてさらに検討、結論を出すこととなっている。）が企図されているが、そもそも従前から、里親制度に関しては、里親支援機関の事業は NPO にも委託でき、これについての協力、その他、要支援児童等の地域における見守り等が必要な事案（現在、予防的な対応の必要性が叫ばれる時代となっている点にも留意しておく必要あり。）については、民生委員・人権擁護委員も参加している福祉系 NPO の関与・貢献の余地がありそうでもある。